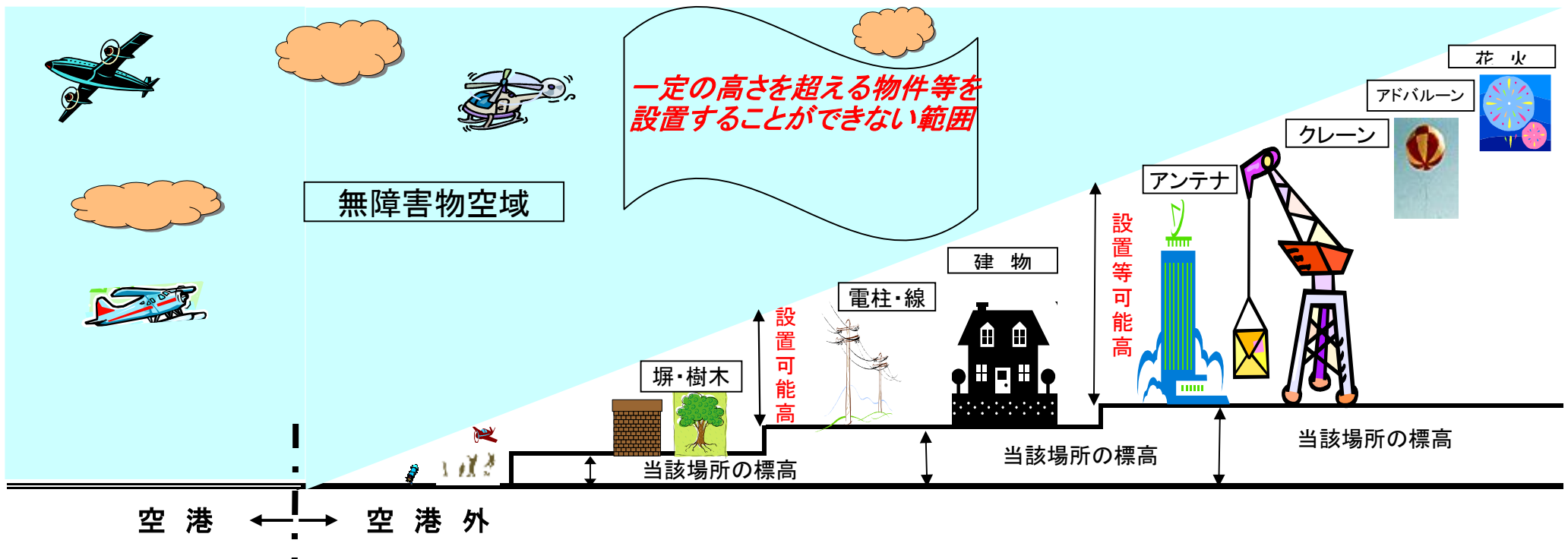


## 八尾空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があります。

航空法という法律で、周辺に制限表面を設定していますが、八尾空港の場合、進入表面、転移表面、水平表面の3種類の制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置を行うことは禁止されております。制限表面の詳細な説明につきましては、大阪航空局ホームページ <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/> にも掲載しておりますが、お気軽に下記までお問い合わせ願います。 何卒ご理解とご協力をお願い致します。

【お問い合わせ先】 八尾空港事務所 電話番号 072-992-0031 FAX 072-993-2240



※ 物件等には、建築物はもとより、テレビアンテナや無線アンテナ、避雷針、ダクト、空調機、看板、樹木やクレーン等、その他アドバルーンの浮揚なども含まれます。